

平成24年7月26日

児童・生徒のいじめ問題への対応について

教育委員会においては、他県で生じた「いじめ」が原因ではないかと思われる中学生の自殺事件を深刻に受け止め、これまでの取り組みに加えて、今般、下記のとおり、本区における児童・生徒に対する「いじめ」問題を把握し、未然防止や早期対応に努め、個々の児童・生徒に応じて、きめ細かく、粘り強く対応し、「いじめ」問題の解決に取り組んでまいります。

記

- 1 いじめ問題に関する指導の徹底について
別紙1のとおり
- 2 児童・生徒への「いじめに対する葛飾区教育委員会の緊急メッセージ」
 - (1) 内容
幼稚園児用、小学校1～3年生用、小学校4～6年生用、中学生用の4種類を作成した。
小学校4～6年生用は、別紙2のとおり
 - (2) 送付方法
 - ア 各園児・児童・生徒に配布
 - イ 区ホームページへの掲載
 - ウ 広報かつしか7月25日号1面掲載
- 3 いじめの実態把握のための緊急調査の実施（東京都教育庁）
別紙3のとおり
- 4 区におけるいじめ問題の対応手段等
 - いじめ発見時の報告と解決に向けた支援
各学校でいじめを発見した時点で、学校から教育委員会指導室に報告が行われます。報告書をもとに、解決に向けた対応を行います。
 - かつしか学校問題解決支援チームによる支援
別紙4のとおり
 - 電話相談、来室相談
指導室においては指導主事が、総合教育センターにおいては臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するカウンセラー及び元小中学校の管理職経験者の相談員が、児童・生徒本人または保護者から相談を受けます。
 - スクールカウンセラーによる支援
各学校配置のスクールカウンセラーが、児童・生徒本人または本人以外の児童・生徒、保護者から相談を受けて、解決に向けた支援をします。

平成24年7月12日

幼稚園長 殿
小学校長 殿
中学校長 殿

葛飾区教育委員会
教育長 山崎 喜久雄

いじめ問題に関する指導の徹底について

いじめ問題に関する取組については、日頃から特段のご尽力をいただいております。

このたび大津市立中学校2年の男子生徒が昨年10月に自殺したことに関連して、いじめが原因にあるのではないかといった問題、全生徒へのアンケートの実施結果やその取扱をめぐって教育委員会や学校に対する不信の報道がなされています。

本区においても、これを重大な問題と受け止めて、いじめ問題に関する指導の徹底を改めて図る必要があると考えております。

各学校・園におかれましては、下記の事項に基づき、全教職員が共通の認識下、指導の徹底をお願いいたします。

なお、後日、教育委員会からの「児童・生徒向けメッセージ」を送付する予定ですので、その件も併せてお取計らい願います。

記

- 1 弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されないこと、いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導すること。
- 2 教師は、いじめられている児童・生徒から発する何らかのサインを見逃さないよう、早期発見に努めること。
- 3 児童・生徒に対して、いじめがあった場合には、一人でかかえ込まず、両親、教師やスクールカウンセラー、いじめ相談電話などに必ず相談するよう指導すること。
- 4 いじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止めて、誠意をもって対応すること。
- 5 いじめられている児童・生徒を全力で守り抜くという毅然とした態度をとること。
- 6 いじめが起きたときは、その早期解決に向けて早期に学校全体で取り組むとともに、教育委員会や関係機関とも適切な連携を図ること。
- 7 日頃から思いやりの心を育み、命を大切に作る心の教育をより一層推進すること。

各市区町村教育委員会指導事務主管部長 殿

東京都教育庁指導部長
坂本和良
(公印省略)

いじめの実態把握のための緊急調査について(通知)

児童・生徒のいじめ問題の解決と生命尊重の視点に立った指導の充実については、かねてより特段の御尽力をいただいているところでありますが、他県でいじめが原因で生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が起きており、東京都教育委員会としても深刻な事態と重く受け止めております。

いじめの問題の解決に当たっては、児童・生徒からの情報を的確に把握するよう努めるとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、教職員は決して見逃さず、迅速な対応を行う必要があります。こうしたことから、学校におけるいじめの実態を把握するため、下記のとおり緊急調査を行います。

つきましては、貴管下の各学校へいじめの実態把握を速やかに行うよう、周知願います。

記

1 調査の趣旨

児童・生徒からの情報を的確に把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応する必要があることから、学校におけるいじめの実態を把握する。

2 調査の内容

- (1) いじめと認知した件数と、いじめの疑いがあると思われる件数
- (2) いじめの疑いがあると思われる児童・生徒への対応状況

3 調査実施上の留意点

- (1) 学校は、別紙1「質問例」を参考にアンケート調査を実施するなど、児童・生徒から直接情報を収集する。
- (2) 学校は、教職員一人一人が児童・生徒の日頃の学校生活における観察から把握した情報についても、全て集約する。

4 いじめの実態把握の結果の報告について

上記3(1)と(2)により把握した実態について、別紙2「報告用紙(教育委員会用)」により、東京都教育庁指導部担当まで報告をお願いします。

- (1) 提出期限 平成24年7月31日(火)
- (2) 提出先 東京都教育庁指導部指導企画課生活指導班
- (3) 提出方法 メールによる [メールアドレス S9000020@section.metro.tokyo.jp]

5 その他

- (1) 東京都教育委員会が平成18年度に作成、配布した「いじめ防止のための資料」及び平成19年度に作成、配布した「子供の命を守ろう～子供の自殺予防に向けて～」を改めて添付しますので、各学校での指導に御活用ください。
- (2) 夏季休業期間中におけるいじめの相談窓口等について、児童・生徒及び保護者に対して周知してください。
- (3) 東京都教育委員会は、今回の調査で把握した実態について、その後の対応状況等を本年9月以降に追跡調査します。
- (4) 都内の全ての公立学校においては、6月を「ふれあい月間」としていましたが、今年度については、7月末までその期間を延長します。

【担当】

東京都教育庁指導部 主任指導主事 酒井 泰
指導企画課統括指導主事 山本 周一
指導企画課指導主事 福田 忠春
電話 03-5320-6888

【報告用紙】（公立学校用）

学校名 学校 担当者職・氏名

1 今回の調査でいじめと認知した件数 件

2 上記1のうち、所管の教育委員会へ既に報告している件数 件

3 現時点で、いじめと確認できないまでも他の児童・生徒や周辺からの情報により、いじめの疑いがあると思われる件数 件

4 上記3における児童・生徒への対応状況について

(1) 特段の対応をしていない件数	<input type="text"/>	件
(2) 保護者に状況等について連絡をしている件数	<input type="text"/>	件
(3) 教員等が状況把握を含め対応中の件数	<input type="text"/>	件
(4) その他(警察と相談中、双方の関係者を集めて指導 等)	<input type="text"/>	件

	1	2	3	4(1)	4(2)	4(3)	4(4)
0	0	0	0	0	0	0	0

いじめ^{たい}に対する葛飾区教育委員会^{かつしかくきょういくいいんかい}の緊急^{きんきゅう}メッセージ

～ 子どもたちへ ～

みなさんだれもが、^{あか}明るく、^{たの}楽しく、^{げんき}元気に^{まいにち}毎日を^{しあわ}幸せに^{せいかつ}生活する^{けんり}権利をもっています。

いじめは、いじめ^うを受けた^{ひと}人も、いじめ^{ひと}をした^{ふしあわ}人も、不幸せにします。

いじめは、^{にんげん}人間として、^{ぜったい}絶対に^{ゆる}許されないことです。

みんなで、^{かんが}つぎのことを^{こうどう}考え、行動していきましょう。

1 いじめ^{ひと}る人を、^{ぜったい}絶対に^{ゆる}許しません。

2 いじめ^うを受けたときは、だれか^{そうだん}に相談してください。

3 いじめ^みを見たときには、^し知らん^{かお}顔をしないでください。

4 ^{いのち}命は、^{たいせつ}かけがえのない大切なものです。

わたしたちは、あなたを^{ぜんりよく}全力で^{まも}守ります。

いじめ^うを受けたとき、いじめ^みを見たときには、^{がっこう}学校や^{おとな}大人に^{おし}教えてください。

いじめのことなど、

- こども ひこく ほんざいひがい かん そうだん
子供の非行、いじめ、犯罪被害などに関する相談
- ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)
平日 午前8時30分から午後8時まで
土日祝 午前8時30分から午後5時まで ※年末年始除く
えどがわしょうねん
○江戸川少年センター
平日 午前8時30分～午後5時15分
かつしかけいさつしよ せいかつあんぜんかしょうねんがかり
○葛飾警察署 生活安全課少年係
かめありけいさつしよ せいかつあんぜんかしょうねんがかり
○亀有警察署 生活安全課少年係

- とうきょうとうきょういくそうだん
○東京都教育相談センター
【相談内容】
子供の性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、
満校への進級・進路などに関する相談
- 平日 午前9時から午後9時まで
土日祝 午前9時から午後5時まで

- とうきょうとりつせいしんほけんふくし
○東京都立精神保健福祉センター
【相談内容】
心の悩み、精神疾患や障害などに関する相談
- 平日 午前9時から午後5時まで
※祝休日を除く

- こ けんりりょうごせんもんそうだんじぎょう とうきょうこ
○子どもの権利擁護専門相談事業 (東京子どもネット)
平日 午前9時から午後8時30分まで
土日祝 午前9時から午後5時まで ※年末年始除く

- こども ネット・ケータイトラブル相談「こたエール」
平日 午前9時から午後6時まで
土曜 午前9時から午後5時まで
メール相談もあります。

原則、相談は無料、匿名でも受け付けます。

困ったときの相談は...

- かん そうだん
いじめに関する相談
- でんわ そうだん
○いじめ電話相談 (葛飾区立総合教育センター内)
平日 午前9時から午後5時まで
とうきょうと
○東京都いじめ相談ホットライン 24時間受付
じかん そうだん
○24時間いじめ相談ダイヤル 24時間受付
じかん そうだん
○24時間いじめ相談ダイヤル 24時間受付
かみきよこ
○24時間いじめ相談ダイヤル 24時間受付
じかん 全国統一ダイヤル
☎ (03) 5668-7603
☎ (03) 5800-8288
☎ (0570) 0-78310

- こ そうごう
○子ども総合センター (健康プラザがつか2階)
きんこう
こども そうだん
☎ (03) 3602-1386
平日 午前8時30分から午後5時まで
※日曜日、祝日、年末年始を除く
MB-SOUDAN@city.katsushika.lg.jp

- あだちじどうそうだんじよ
○足立児童相談所
平日 午前9時から午後5時まで
※虐待等、緊急性のある相談には、夜間、土日・祝日(年末年始を含む)も児童相談センター
(電話番号03-3208-1121) で対応します。
でんわ そうだん
○4152 (よいこに) 電話相談 ☎ (03) 3202-4152
【相談内容】
子供に関するさまざまな相談(子育てに関する
親からの悩み、子供本人からの悩みなど)
平日 午前9時から午後8時30分まで
土日祝 午前9時から午後5時まで
※年末年始除く
ちやうかくげんごしやうかいせんよう
★聴覚言語障害者専用ファックス ☎ (03) 3208-1162

どんな電話でも、一番合った場所に紹介してもらえます。

いじめ防止のための基本的な姿勢

○早期に発見し、的確な指導を行う ○校内にいじめを許さない雰囲気をつくる ○人権感覚を高める ○温かい人間関係を築く ○家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める

いじめに対する指導について

1 早期発見と早期指導

児童・生徒の出欠やサインを確実に受け止めるには、日頃から教職員と児童・生徒、児童・生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくる必要がある。

2 教師としては

- <教師としての言動と態度に対して>
教師自ら、自分の言動と態度についての自己評価に努める。
校内研修会や学年会議などの機会をおして、教師の言動と態度についての相互評価に努める。
保護者や地域住民の意見や考えをとり入れ、日々の指導等の改善・充実を努める。
いじめられている児童・生徒に対して>
自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
本人の活躍を認め励ますことよって、自信や存在感をもたせる。
いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめを終わらせる。
いじめられている児童・生徒の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけた、苦しめていることに気付かせる。
いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
当番活動や係活動など、具体的な場での良い行いを積極的に見付けてほめる。
学級の児童・生徒に対して>
見て見ぬふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
いじめを発見したら、教師や友達に知らせ、すぐにやめさせることを徹底する。
友達の良いになりならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
一人一人をかがやかせない存在として尊重し、温かい人間関係を築くことにも安心して生活できるようにする。

3 保護者との連携強化を図るためには

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
いじめの問題を、児童・生徒と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。

4 学校の指導体制としては

- いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法などについて共通理解を図る。
定期的にいじめなど児童・生徒の行動にかかわる情報交換会等を実施する。
いじめの兆候が見られた場合、迅速に組織的な対応を行う仕組みをつくる。
児童・生徒や保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりを努める。
いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報取扱については十分留意する。
スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期対応に努める。
サポートチーム等の積極的な活用を図り、学校全体でいじめの早期対応に努める。
日ごろから児童・生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。

5 いじめの未然防止に向けた指導や取組としては

- 児童・生徒の自己実現を図れるよう、日々の授業の充実を図る。
児童・生徒の思いやりの心をはぐくむ道徳教育の充実を図る。
開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開やPTA活動等を充実する。

いじめ発見のポイント

1 表情・態度

- 笑顔がなくなり沈んでいる。
ぼんやりとしていることが多い。
視線をそらし、合わせようとしない。
わざとらしくはしゃいでいる。
表情がさえず。ふさぎ込んで元気がない。
周りの様子を気にし、おそおそとしている。
感情の起伏が激しい。
いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
けがの原因をあいまいにする。
顔色が悪く、活気がない。
登校時に、体の不調を訴える。
寝不足等で顔がむくんでいる。
ボタンが取れていたたり、ポケットが破けたりしている。
シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
ノートや教科書に落書きがある。
机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。
作品や掲示物にいたずらされる。
靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。
いつもぼつんと一人であったり、泣いていたりする。
登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
教室にいつも遅れて入ってくる。
職員室や保健室の付近でうろろろしている。
いつも人の嫌がる仕事をしている。
すぐに保健室に行きたがる。
家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
友達から不仲に思われ方をされている。
付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くときと嫌がる。
笑われたり冷やかされたりする。
グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
特定のグループと常に行動を共にする。
プロレスごっこ等にいっつも参加させられている。
よくけんかが起こる。
他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。
教師との会話を避けるようになる。
教師とかわわろうとしない、避けようとする。

「いじめ」を言わない!

いじめは「自分より弱いものに対して、一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」であり、絶対に許されない人権侵害です。

＜いじめを防止するために＞

学校におけるいじめ問題に対する基本的な取組

- 1 各学校においては、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、
 - いじめめる児童・生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
 - いじめられる児童・生徒たちを徹底して守り通す。
 - 社会全体が「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、学校・家庭・地域社会の連携を推進するなど取り組むことが必要である。
- 2 いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。
 - 職員会議、校内研修会などでの共通理解を徹底する。
 - 一人の教師の抱え込みから組織での対応へと転換を図る。
 - 報告・連絡・相談・確認・確認が円滑に行える指導体制をつくる。
- 3 教職員の言動や態度が児童・生徒に大きな影響力をもつことを十分に認識する。
 - 教職員自身が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
 - 「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒に浸透させ、いじめを行う児童・生徒には毅然とした対応を行う。
 - いじめられている児童・生徒を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- 4 いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。
 - 学校と教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
 - 学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
 - いじめ問題解決のため、必要に応じて児童相談所、警察などの地域の関係機関との連携を図る。
- 5 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
 - 教師の児童・生徒理解力を高めるとともに、学校教育相談機能を充実する。
 - 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。
- 6 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題解決の解決を図る。
 - いじめ問題に関して、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携を図る。
 - いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく家庭との連携を密にする。
 - PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

いじめを助長する教師の言動

（東京都教育委員会 平成15年3月 「人権教育プログラム（学校教育編）」より）

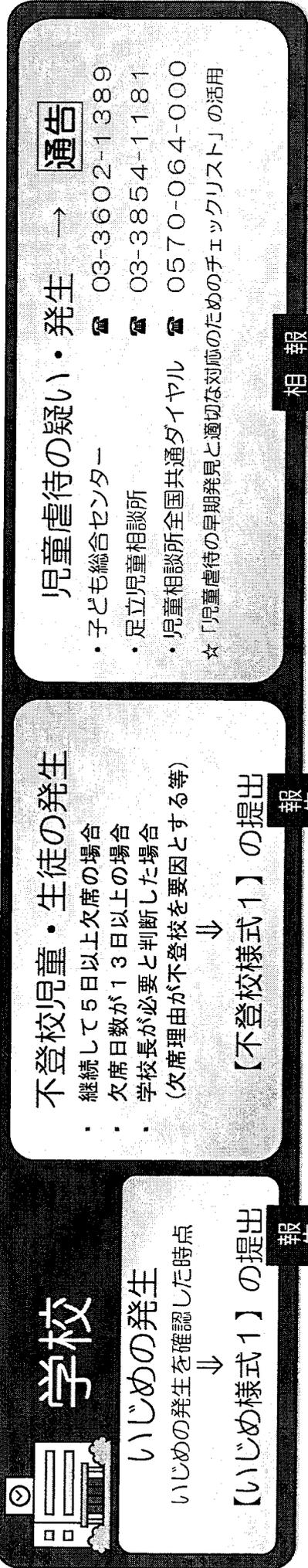
教師によるいじめではないですか。

事 例	集合はしていたが、独り言を言って、B先生の話を聞いていなかったAさんに対して、先生は「雑音が10往復。」と命じました。Aさんは、「前は5往復程度やっているので」5回（でいいですか。）」と聞き返しましたが、B先生は「10往復だ。」と言っており合わせ、Aさんがいらいらしているのを笑って見ていました。
問 題 点	① 話を聞いていなかった生徒の状態に合わせた指導ではなく、教師の思いどおりにならなかったことで、B先生が体罰を与えていることが分かります。 ② 生徒が教師の話に集中できようならばたまたまきかけがあったか、教師の話の仕方や内容が適切であったかなど、B先生の指導法に反省すべきことが多くあります。 ③ 生徒が混乱している状態を笑いの対象としているのは、生徒に対する冒瀆です。
こんな対応を	① 教師の話を聞いていない生徒がいた場合、教師は、個別に言葉かけをする必要があります。教師の話している内容がどの生徒にも伝わっているのかを確かめる必要があります。 ② 生徒が混乱したら、その原因をまず考えましょう。生徒の様子をみて、生徒が教師の言葉のように受け止めたのか、いつも考える必要があるか、もう一度話をすることが必要です。 ③ 本校は、清掃の中で雑音が大きくなり、清潔に学習活動と位置付けているので、教師も生徒と共に雑音がけをし、生徒が清掃活動の大切さが分かり、清潔になった喜びがもてるようにします。教師も生徒もそれぞれが力を出せる学級づくりを心がけたいものです。

教師の言動がいじめを助長することもあります。

事 例	中学部2年の学級担任C先生は、学級の生徒に「早くやりなさい。」といつも命令口調で指導しています。Dさんがやろうとしていると「何やってるの。」と言って生徒の活動を妨げてしまったり、手を止めていると、すぐ、「こんなこともできないの。」と言って叱ったりすることもあります。一方、Dさんは、自分より力の弱い生徒に対して、C先生と同じ口調で「あんたこれをやりなさい。」と命令することがしばしば見られるようになりました。
問 題 点	① いつも、できないでいることを命令口調で叱られることによって、Dさんは、自分のやることに自信をもたなくなっていることが分かります。 ② C先生の命令口調の指導によって、結果として、Dさんは、自分より力の強い人に命令することを学習し、生徒同士のいじめにつながっていると考えられます。
こんな対応を	① この学級の生徒の一人一人が自分の課題を把握できるように、C先生は、これから生徒にしてほしいことを分かりやすく伝えるようにします。つまり、いじめられている生徒がいたら、励ましの言葉をかけたりして、一人一人の生徒の活動を支えることが大切です。 ② C先生には命令しているという意識はなく、一方で、生徒は命令されたと受け止めています。学年会などで、教師の言動が生徒にどのような影響を与えているのかを話し合ってみましょう。教師の言葉のまねをして、生徒が友達に命令していることに気が付いたら、まず、教師が言葉を改め、一人一人を大切に言語環境づくりをします。その上で、教師が率先して生徒のよいところを見るのが大切です。

かつしか学校問題解決支援チームの活用について



学校

いじめの発生

いじめの発生を確認した時点

【いじめ様式1】の提出

不登校児童・生徒の発生

- ・ 継続して5日以上欠席の場合
- ・ 欠席日数が13日以上の場合
- ・ 学校長が必要と判断した場合
(欠席理由が不登校を要因とする等)

【不登校様式1】の提出

児童虐待の疑い・発生

- ・ 子ども総合センター ☎ 03-3602-1389
- ・ 足立児童相談所 ☎ 03-3854-1181
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000

☆「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」の活用

相談

報告

報告

かつしか学校問題解決支援チーム 03-5654-8471 (直通)

- スクールソーシャルワーカー(SSW)
- 巡回型スクールカウンセラー
- サポートチーム指導員
- 学校経営指導員
- 特別支援教育担当係
- 担当指導主事



葛飾区

警察

医療機関

保健所

就学前機関

学童保育

児童相談所

福祉関係部署

民生・児童委員

子ども総合センター

家庭

総合教育センター

- 教育相談部
- 適応指導部
- (お問い合わせセンター(明石))

1 早期対応による学校支援
 例) 不登校の場合、巡回型SCが、学校から状況の聞き取り、必要に応じて訪問します。家庭に問題があるケースなどは、SWが中心となり、関係機関の出席するサポートチーム設置をサポートします。

2 専門家によるチームとしての学校支援
 例) 問題の解決に、本人が発達障害がある場合には、特別支援教育係と連携して解決に当たります。